

〈資料〉

子ども及び家族サービス法 1999年 II

——カナダ・オンタリオ州——

村 井 衡 平

第58条 (1) 面接命令。 裁判所は、子どもの最善の利益のために、

- (a) 本条のもとで命令を発するとき、または
- (b) 第2項のもとでの申立により

ある人の子どもへの面接または子どものある人への面接を用意し、変更し、または終了させ、さらに裁判所が適切と判断する条件または期限を命令に付加することができる。

(2) 誰が申立るか。 子どもが協会の世話および監護または監督のもとにあるとき、

- (a) 子ども
- (b) 子どもがインディアンまたは土着の人であるとき、子どもの一群または土着の共同体によって選ばれた代表者、または
- (c) 協会

が裁判所に対し、いつでも、第1項のもとでの命令を請求することができる。

(3) 公 告。 第2項(b)に参照された申立人は、申立を協会に通知するものとする。

(4) 同 様。 第2項のもとで申立をするか、受領する協会は、申立を

- (a) 第39条(4)および(5)項（子どもへの通知）に従って、子どもへ、

- (b) 子どもの親へ
 - (c) 申立のときに子どもを呼ぶ人へ
 - (d) 子どもがインディアンまたは土着の人であるとき、子どもの一
群または土着共同体によって選ばれた代表者
に通知するものとする。
- (5) 16才以上の子ども。16才またはそれ以上の人との面接に関する命令は、その人の同意なしになされないものとする。
- (6) 6カ月の期間。協会以外の人によって、6カ月以内に、第2項のもとのいかなる申立もなされないものとする。
- (7) 子どもが養子縁組のために配置されたときに申立はない。いかなる人または協会も、子どもが
- (a) 国王の被後見人である
 - (b) 第Ⅶ（養子縁組）のもとで養子縁組のために協会またはディレクターによってある人の家庭に置かれており、かつ、
 - (c) いぜんとしてその人の家庭に住んでいる場合に、第2項のもとの申立をしないものとする。

第59条 (1) 面接：子どもを預っている人の許から子どもが移動したとき。本章の許での介入の直前に、子どもについて責任を負っている人から子どもを移動させる命令が第57条1項または2項のもとでなされるとき、裁判所は、継続的に彼または彼女と接触することが子どもの最善の利益ではないと満足するときは別として、そうでない限り、その人による面接を命ずるものとする。

(2) 面接：国王による被後見人。裁判所は第58条（面接）または第65条（身分再審理）のもとの国王の被後見人に関する面接命令の作成または変更をしないものとする。ただし裁判所が

- (a) ある人と子どもとの間の関係が有益かつ意味のあるものであり、かつ、
- (b) 命じられた面接が子どもの将来の永久または健全な配置の機会

を損うことはなからうと満足しない場合は、この限りでない。

- (3) 面接の終了：国王の後見。 裁判所は、
- (a) 命令がもはや子どもの最善の利益ではないか、または
 - (b) 第2項(a)および(b)を面接に適用することに満足していないとき、
- 国王の後見に関する面接命令を終了するものとする。

支 払 命 令

第60条 (1) 親による支払命令。 裁判所が子どもを

(a) 協会、または

(b) 協会の監督のもとに、子どもの親以外の人の世話に託すとき、裁判所は親または親の不動産に対し、子どもが協会の世話または監督のもとにある日々のため、特定の間隔において、特定の金額を支払うよう命じることができる。

(2) 標 準。 第1項のもとで命令を発するに当り、裁判所は関連すると考える下記の諸事情を考慮するものとする。

1. 子どもおよび親の資産および収入または親の不動産。
2. 子どもが彼または彼女自身の扶養料を用意する能力。
3. 親または親の不動産が扶養料を準備する能力。
4. 子どもおよび親の年令および身体的・精神的健全さ。
5. 子どもの精神的、情緒的および肉体的なニーズ。
6. 親または親の不動産が他の人のための扶養料を支払うべきなんらかの法律上の義務。
7. 教育をうけることを合理的に期待している子どもの態度。
8. 公金以外の他の源泉から扶養料を得る子どもの法律上の権利。

(3) 18才で命令は終了する。 第1項のもとでなされたどの命令も、子どもが18才に達する日を越えて延長しないものとする。

(4) 変更する権限。 裁判所が子どもおよび親をめぐる事情が変更したと満足するとき、裁判所は、第1項のもとでなされた命令を変更し、延

長しまたは終了させることができる。

(5) 地方自治体による修正。 地方自治体の委員会は、第1項のもとで親によって支払われるべく命じられた金額について、協会の利益のために自治体による修正を準備するため、協会の役員会と合意することができる。

(6) 強制。 第1項のもとで親に対してなされた命令は、それがあたかも家族法典の第Ⅲ部のもとでなされた扶養命令であったかのように強制されることができる。

協会および国王の被後見人

第61条 (1) 適用。 本条は子どもが第57条1項2号または3号のもとで、協会または国王の被後見人とされている場合に適用する。

(2) 配置。 子どもの世話をする協会は、子どものための居住場所として、

- (a) 制約的な選択の余地が最少のものを並び
- (b) 可能な限り、もしあれば、子どもがその中で育てられている宗教的信仰を尊重し
- (c) 可能な限り、子どもの言語的および文化的な地位を尊重し、
- (d) 子どもがインディアンまたは土着の人であるか、子どもの拡大された家族のメンバー、子ども的一群、生来の共同体または他のインディアンもしくは生来の家族のメンバーであり、かつ、
- (e) もしそれらが合理的に確認されたならば、子どもの希望を考慮に入れ、かつ、子どもと面接する権利を与えられているいずれかの親の希望を考慮に入れるものとする。

(3) 教育。 子どもを世話する協会は、子どもが彼または彼女の才能および能力に応じた教育をうけることを保証するものとする。

(4) オンタリオ以外の地に配置するか、移動させる。 子どもを世話している協会は、子どもをオンタリオ以外の地に配置したり、または誰れ

かが子どもを永続的にオンタリオから他に移動するのを許さないものとする。ただし、ディレクターが特別な事情がこのような配置または移動を正当化すると判断するときはこの限りでない。

- (5) 子ども、親および養親の権利。 子どもを世話する協会は、
 - (a) 子どもが第5章（子どもの権利）に引用されるすべての権利を与えられ、かつ、
 - (b) 子どもと面接する権利のある親の希望および子どもが国王の被後見人であるとき、子どもがすでに2年間継続して生活している養親の希望は、子どもに関する協会の重要な決定に考慮される。
- (6) 配置の変更。 子どもを世話する協会は、ディレクターまたは地方ディレクターの意思によれば、そうすることが子どもの最善の利益と判断されるとき、子どもを養親の家庭から他の居住場所に移動させることができる。
- (7) ある場合における養親の権利。 子どもが国王の被後見人であり、かつ、養親と継続して2年間同居していたとき、協会は、最初に養親に、提案されている移動について10日間の通知をすることなしに、子どもを第6項のもとで移動させないものとする。
- (8) 再調査のための期間。 養親が第7項のもとで通知を受け取る日から10日以内に、第68条のもとでの再調査を請求するとき、協会は再調査およびディレクターによるさらなる調査が完了するまで、子どもを移動しないものとする。ただし、協会の役員会またはディレクターが、時に応じて子どもの移動を勧告するときはこの限りでない。
- (9) 子どもが危険なときの例外。 第7項および第8項の規定は、ディレクターまたは地方ディレクターの意見によれば、子どもが養親に通知し、第68条のもとでの再調査が行われるのに必要な期間中に害をうけそうな危険が存在するとき、適用しない。
- (10) いくつかの配置の再調査。 第II章（サービスへの自発的なアクセス）の規定は、第34条、第35条および第36条（住宅紹介助言委員会、

子どもサービス再調査協会によって作成される居住地の再配置)に適用する。

第62条 (1) 協会の被後見人：治療をうけることへの同意。 子どもが第57条1項・2節のもとで協会の被後見人とされるとき、協会は、親の同意が別途に要求される場合に、子どものための治療に同意し、かつ、許可することができる。ただし、裁判所が親は子どものための治療をうけることに同意するか拒否するか、なんらかの権利を保持すべきであると命じる場合は、この限りでない。

(2) 同 一。 裁判所は、必要な治療をうけることに同意しなかったことが、子どもは保護を必要とすると認定される原因であったとき、第1項のもとでの命令をしないものとする。

(3) 裁判所の命令。 第1項のもとでなされた命令のなかで触れた親が子どものための治療を拒否し、役に立たないとし、または同意できないとし、さらに裁判所が治療は子どもの最善の利益であると満足するとき、裁判所は協会が治療に同意するのを許可するであろう。

(4) 子どもの婚姻への同意。 第57条1項・2節のもとで子どもが協会の被後見人とされるとき、子どもの親は婚姻法のもとで子どもの婚姻に同意するか、または拒否するかの権利を保有する。

第63条 (1) 国王の被後見人である国王の監護者。 子どもが第57条1節のもとで国王の監護者とされるとき、国王は子どもの世話、監護およびコントロールの目的で親としての権利および責任を負い、さらに子どもが治療をうける場合に親の同意が必要とされるとき、同意を与えるか拒否する権利がある。ただし、これらが本法または規則によってディレクターに与えられるとき、子どもを世話する協会によって実行され、かつ、完遂されるものとする。

再 審 理

第64条 (1) 適 用。 本条は第57条1項のもとで子どもが協会の監督、

協会の後見または国王の後見の対象である場合に適用する。

(2) 協会が身分の再審理を求める。子どもの世話、監護または監督をする協会は、

- (a) 裁判所に対し、いつでも第9項に従い、
- (b) 命令が協会の監督または協会の後見のためのものであるとき、第71条1項(18才)のもとでは例外とし、協会の監督命令の満期以前に裁判所に申し出るものとする。
- (c) 協会が子どもを監督すべき旨の命令のもとに子どもの世話を託した人から、子どもを他に移動させたとき、移動から5日以内に、子どもの状態を再調査するため

裁判所に申し出るものとする。

(3) 第2項(a), (c)の申立。子どもが第57条1項のもとで協会の監督命令の主体であるとき、第2項(a)および(c)もまた、子どもがそこに居住している親または他の人の郡もしくは地区に管轄権をもつ協会に適用する。

(4) 他の人々も身分の再調査を求めることができる。子どもの身分の再調査の申立は

- (a) 子どもが少なくとも12才であるときは子ども
- (b) 第5項のもとで、子どもの親、
- (c) 協会の監督命令により子どもがその人のもとにおかれている人、または
- (d) 子どもがインディアンまたは土着の人であるとき、子どもの一群または土着の共同体によって選ばれた代表者

によって協会に通知されることができる。

(5) ある場合に要求される許可。子どもが国王の被後見人であり、申立の直前の2年間、同一の養親と同居していたとき、第4項のもとでの申立は裁判所の許可なしに子どもの親によってなされないものとする。

(6) 通知。第2項のもとで申立をし、または第4項のもとで申立をうける協会は、申立の通知を

- (a) 第39条の第4項および第5項（子どもへの通知）に従い、子どもに、
 - (b) 子どもの親へ。ただし、子どもが国王の被後見人であり、16才またはそれ以上のときは、この限りでない。
 - (c) 協会の監督命令のもとで、子どもが託されている人に、
 - (d) 申立の直前6カ月間、継続して子どもの世話をした養親に
 - (e) 子どもがインディアンまたは土着の人であるとき、子どもの一群または土着の共同体によって選ばれた代表者に、
 - (f) 子どもが国王の被後見人であるときは、ディレクターに通知するものとする。
- (7) 6カ月の期間。 いかなる申立も第4項のもとで6カ月間、なされないものとする。
- (a) 第57条1項のもとで最初の命令を作成すること、
 - (b) 第4項のもとでの誰れかによる以前の適用の処分をすること、または
 - (c) (a)項または(b)項に引用された命令に対する控訴の最終的処分または放棄すること、
- どれが一番おそくてもよい。
- (8) 例 外。 第7項は
- (a) 子どもが協会の被後見人であるか、協会の監督命令の主体であるか、または子どもが国王の被後見人であり、面接命令が第58条のもとで発せられ、かつ、
 - (b) 裁判所が判決のなかで適用した子どもの世話のための計画の主要な要因が実行されていないと満足するとき、適用されない。
- (9) 子どもが養子縁組のために配置されるとき、再調査はない。 いかなる人も協会も本条のもとで、
- (a) 子どもが国王の被後見人であり、
 - (b) 第7章のもとで養子縁組の目的で協会またはディレクターによ

り、ある人の家庭に配置されており、かつ、

(c) いぜんとしてその人の家庭に居住しているとき、
申立をしないものとする。

(10) 仮りの世話および監護。 申立が本条のもとでなされるとき、子どもは申立が処理されるまで、子どもについて責任を負っている人または協会の世話と監護の許にいぜんとしておかれる。ただし、裁判所が子どもの最善の利益は子どもの世話および監護の変更を要求すると満足するときは、この限りでない。

第65条 (1) 裁判所変更することができる、その他。 子どもの身分の再調査が第64条のもとで行われるとき、裁判所は、子どもの最善の利益のため、

(a) 第57条1項のもとでなされた当初の命令を、命令の1部である
期限、条件または面接の条項を含め変更または終了させ

(b) 当初の命令が特定された日付で終了すべく命令し、または

(c) さらなる命令または第57条のもとでの命令をする。

(2) 制限。 第57条1項3節のもとで子どもが国王の被後見人とされたとき、裁判所は第1項のもとで協会の後見のための命令をしないものとする。

(3) [1999年法第2章第19条により廃止]

第66条 (1) 国王の被後見人に関するディレクターの年次再審理。 ディレクターまたはディレクターによって個人的に授権された人は1暦年の間に少なくとも1度は

(a) 国王の被後見人である人

(b) 直前の12カ月を通じて国王の被後見人であった人、および

(c) その人の身分がその間に本条または第65条のもとで再審理され
なかった

すべての子どもの身分を再審理するものとする。

(2) 同様。 第1項のもとでの再審理ののち、ディレクターは協会に

対し、第64条2項のもとで子どもの身分の再審理の申立をするか、またはディレクターの意見によればそれが子どもの最善の利益と考える他の申立をすることができる。

第67条 (1) 判事による調査。 ミイニスターはオンタリオ裁判所の判事を指名し、子どもの協会における世話に関する事柄または本章の適切な執行を観察させ、かつ、指名された判事は観察を行い、ミイニスターに書面による報告をするものとする。

(2) 判事の権限。 第1節のもとでの観察の目的のため、判事は“公共のための調査法”の第II部のもとで代理人としての権限を有し、かつ、同部は、あたかも該法律のもとでの調査であったかのように観察に適用される。

第68条 (1) 協会の再審理手続。 協会は書面による再審理手続を創設し、ディレクターによって是認されるものとし、サービスをうける人の不服の聞き取りおよび処理は協会において行われ、請求にもとづいて誰れでも利用できる再審理を設けるものとする。

(2) 同 一。 第1項のもとで創設された審査手続は、不服を申し立てる人のために、協会の役員会による聴問を含んでいる。

(3) ディレクターによる再審理。 不服を申し立てる人が協会の役員会の返答に満足しないとき、問題はディレクターによって再調査される。

控 訴

第69条 (1) 控 訴。 本章のもとでの裁判所命令への控訴は

- (a) 子ども。もし子どもが第36条(6) (子どもの参加)のもとで手続に参加する権利を有するとき、
- (b) 子どもの親、
- (c) 本章のもとでの訴訟参加の直前に子どもについて責任を負っていた人
- (d) ディレクターまたは地方ディレクター、または

(e) 子どもがインディアンか土着の人であるとき、子どもの一群または土着の集団。

によって控訴裁判所になされることができる。

(2) 例 外。 第1項の規定は第54条のもとのアセスメントのため命令には適用しない。

(3) 控訴中の世話および監護。 子どもの世話および監護に関する判決が第1項のもとの控訴されたとき、判決の執行は、判決をした裁判所に控訴状が送達された直後10日間は停止されるものとし、判決がなされた場合に子どもが協会の監護のもとにあったとき、子どもは、

(a) 10日間の停止期間が経過したか、または

(b) 第4項のもとの命令がなされるか

いずれか早い日まで、子どもは協会の世話と監護に残るものとする。

(4) 1時的な命令。 控訴裁判所は、子どもの最善の利益のために、控訴の最終的処分が審理中、子どもを第4章（若年犯罪者）に定められた安全な監護の場所におく命令は別として、控訴の最終的処分に先立って、いずれかの側からの申立にもとづき、命令を変更または終了し、またはさらなる命令をすることができる。

(5) 子どもが養子縁組に配置されるとき、延長はない。 控訴期間の延長は、子どもが第7章（養子縁組）のもとの養子縁組に配置されるとき、許されない。

(6) さらなる証拠。 裁判所は判決が控訴されたのちの出来事に関するさらなる証拠を受理することができる。

(7) 審理の場所。 本条のもとの控訴は、控訴された命令がそこでなされた郡で審理されるものとする。

(8) 第45条を適用する。 第45条（私的な審理その他）は必要な修正のうえ、本条のもとの控訴に適用する。

命令の終了

第70条 (1) 時間制限。 第3項および第4項の規定に従い、裁判所が本章のもとで子どもを協会の後見とする命令をする場合に、

- (a) 子どもが6才未満であるときは12カ月
- (b) 子どもが6才以上であるときは24カ月を越えないものとする。

(2) 同様。 第1節に触れた期間の計算について、子どもがその間に

- (a) 第29条1項または第30条1項（1時的な世話または特別なニーズの合意）または

- (b) 第51条2項(d)のもとでなされた1時的な命令

のもとで協会の世話および監護をうけていたことが算入されるべきである。

(2・1) 参入される先行期間。 第1項に触れた期間は子どもが協会の被後見人として協会の世話および監護をうけた以前の期間または第2項に記載されたように、子どもが協会の世話および監護のもとにいなかったそれ以前5年以上の継続的な期間を含む。

(3) 同様。 第1項または第4項に触れた期間が満了し、かつ、

- (a) 第57条1項のもとでなされた命令への控訴が開始され、まだ最終的な処分がないか、または

- (b) 裁判所が第65条（身分の再審理）のもとでの審理を延期したとき

期間は、控訴が最終的に処理され、かつ、控訴にもとづいて新しい審理が命じられ、審理が完了するか、または事情に応じて、第65条のもとで命令がなされる。

(4) 6カ月の延長。 第57条1項2節および4節に従い、裁判所は命令により、第1項によって認められている期間を、それが子どもの最善の利益であるとき、6カ月を越えない期間、命令によって延長することができる。

第71条 (1) 命令の失効。本章のもとでの命令は、命令の主体である子どもが

- (a) 18才に達したか、または
- (b) 婚姻

のいずれか先に生じたとき、終了する。

(2) 国王の被後見人：継続的な世話。国王の被後見人命令が第1項のもとで終了したとき、協会はディレクターの承認を得て、規則に従い、以前の国王の被後見人のため、引続いて世話と扶養を継続することができる。

報告すべき義務

第72条 (1) 保護を必要とする子どもについて報告の義務。他の法律の規定にかかわらず、職務上または公的な義務を遂行する人を含め、ある人が子どもに関し、下記の1つについて疑わしい合理的な理由があるとき、その人は直ちに疑いおよび情報を協会に報告するものとする。

1. 子どもについて責任を負っている人により、子どもが肉体的な傷害をうけるか、またはその人が
 - i 子どもを適切に世話せず、必要品を供給せず、子どもを監護または保護せず、もしくは
 - ii 子どもの世話、必要品の供給、監護または保護を怠っている。
2. 子どもについて責任を負っている人により、子どもが肉体的な傷害をうけそうであるか、または子どもを
 - i 適切に世話、必要品の供給、監督または保護せず、
 - ii 子どもの世話、必要品の供給、監督または保護をしない。
3. 子どもが子どもについて責任を負っている人または他の人によって、性的に干渉または利用され、かつ、子どもを保護しない。
4. 子どもが性的に干渉されたり、または第3項に記載されたよう

に性的な干渉のために利用される危険がある。

5. 子どもが肉体的な危害を治療し、防止しまたは軽減する医学的な処置を要求し、かつ、子どもの親または子どもについて責任を負う人が処置に同意せず、拒絶し、無効とし、または処置に同意することができない。
6. 子どもが感情的な危害を苦しんでおり、
 - i 重大な心配
 - ii うつ病
 - iii 撤回
 - iv 自滅または攻撃的な行動、または
 - v 発達遅延

および子どもが蒙った感情的な害悪は、子どもの親または子どもについて責任を負う人の作為・不作為または放置であったと信じる合理的な理由がある。

7. 子どもが第6項のiないしvに定められた種類の感情的な害悪をうけ、かつ、子どもの親または子どもについて責任を負う人がサービス、救済処置または害悪を軽減する手段をとらず、とることができず、または拒否する。
8. 子どもが第6項のiないしvに定められた種類の感情的な害悪をうけそうな危険が存在し、子どもの親または子どもについて責任を負う人の側に失敗または過失が認められる。
9. 子どもが第6項のiないしvに定められた種類の感情的な害悪をうけそうな危険が存在し、かつ、子どもの親または子どもについて責任を負う人が、損害を防止するためのサービスまたは施設を設けず、たとえ設けても利用しない危険がある。
10. 子どもが精神的、感情的または発展的条件に苦しんでいて、もし取り除くことができなければ、子どもの発達を傷つけ、子どもの親または子について責任をもつ人は、救済方法または条件の緩

和に利用できない。

11. 子どもが遺棄され、子どもの親がすでに死亡したか、彼または彼女の監護権を子どもに行使できず、かつ、子どもの世話および監護に関する確かな規定が作られていないか、または子どもが住宅用の地域に居り、親が子の世話および監護を回復することができず、回復する意思もない。
 12. 子どもが12才未満であり、他人を殺害し、または重大な傷害を加えたか、もしくは他人の財産、サービスまたは処置が必然的に再発を阻止し、かつ、子どもの親または子どもについて責任を負う人がこれらのサービスまたは処置を提供せず、拒否し、利用できず、または同意できない。
 13. 子どもが12才未満であり、一度ならず他人の身体に傷害を加えたり、または他人の財産に損失または損害を発生させ、子どもについて責任を負っている人に勇気づけられるか、または同人が子どもを適切に監督しないか、監督することができない。
- (2) 進行中の報告義務。 第1項にのべられた事項の1つについて、追加すべき合理的な理由のある人は、第1項のもとで、彼または彼女が同一の子どもに関して、以前にレポートを作成していたとしても、さらなるレポートを作成するものとする。
- (3) 人は直接に報告しなければならない。 第1項または第2項の下で基礎事実を報告すべき義務を負っている人は、第1項の下で、彼または彼女が同じ子どもに関して以前に報告書を作成していたとしても、さらに報告書を作成するものとする。
- (4) 犯 罪。 第5項に引用された人は、
- (a) 彼または彼女が疑惑を報告しないことによって第1項または第2項に違反し、かつ、
 - (b) その基礎とされた情報が彼または彼女の職務上または公務上の義務を履行中に入手されたものであったとき、

有罪である。

(5) 同 様。 第4項は

- (a) 医師，看護師，歯科医，薬剤師および心理学者
- (b) 教師，校長，ソーシャル・ワーカー，家族カウンセラー，僧侶，ユダヤ教牧師，聖職者のメンバー，託児所のオペレーターまたは被備者青年，およびレクリエーション研究者。
- (c) 治安官および検死官
- (d) ソリシターおよび
- (e) サービス提供者およびその被備者，

(6) 同 様。 (5)項の(b)において，

“青年およびレクリエーション研究者”にはボランティアを含まない。

(6・1) 同 様。 法人のディレクター，オフィサーまたは被備者が(4)項のもとでの犯罪を公認し，許可またはそれに協力することは，犯罪について有罪である。

(6・2) 同 様。 (4)項または(6)項のもとでの犯罪を犯した人は1,000ドルを越えない罰金に処せられる。

(7) 特権を無効にする。 本条は報じられた情報が内容または特権的なものであり，本条に従って行動する人に対して，いかなる訴えも提起されない。ただし，悪意または疑をさしはさむ合理的な理由なしに行動する者に対しては，この限りでない。

(8) 例 外。 ソリシター・クライアントの特権。 本条の規定はソリシターと彼または彼女の依頼者との間に存在するいかなる特権も廃止することはない。

(9) 本条は，“個人的健康状態保護法”のどの規定にも優先する。

第72・1条 (1) 協会の義務。 子どもが協会の世話および監護のもとにあり，乱用をうけそうであるか，現にうけた事実はディレクターに報告されるものとする。

- (2) 定義。 本条および第73条、第74条において、
“乱用を蒙る”は、子どもに関して使用されるとき、第37条2項(a), (c), (f), (f・1)または(h)の意味における保護を必要としていることを意味する。

再調査のチーム

第73条 (1) 定義。 本節において、“再調査チーム”とは、第2項以下に協会によって設立された“再調査チーム”を意味する。

(2) 再調査チーム。 すべての協会は再調査チームを創設するものとする。それには下記を含むものとする。

(a) 医学、心理学、発展的、教育的、社会的評価、および

(b) 少なくとも、法律的に有資格の開業医1名、

(3) 議長。 調査チームのメンバーは彼等自身の間から議長を選出するものとする。

(4) チームの義務。 協会が現に被害を蒙っているか、またはすでに蒙った子どもの事例を調査チームに付託するときはつねに、調査チームまたはその少くとも3名の委員が議長に指名され

(a) 事件を再調査し、かつ、

(b) 協会に子どもが保護される方法を勧告する。

(5) 調査チームに託される暴露。 他の法律の規定にかかわらず、人は調査チームまたはチームのどのメンバーでも、第4項のもとで合理的に再調査が要求された情報を暴露することができる。

(6) 細則は特権を無効にする。 第5項の規定は、暴露された情報が内密または特権付きのものであり、第5項に従って行動する人に対しては、情報を暴露する訴を提起しないものとする。ただし、悪意または合理的な理由なしに行動する人については、この限りでない。

(7) 子どもが再審理または審理なしに返えされるべきでないとき、再審理チームをもつ協会が子どもが第51条(2)―(1)時的なケアーおよび監護)

または第57条(1)（子どもが保護を必要としている場合の命令）のもとでその世話におかれているとき、協会は子どもを、乱用が可能なきに子どもについて責任を負っている人の世話に返されるべきではない。

- (a) ただし、協会が
 - (i) 事件を再審理チームに指示し、かつ、
 - (ii) 再審理チームが事件を再審理したとき、または
- (b) 裁判所が子どもを協会の世話のもとにおく旨の命令が終了したときはこの限りでない。

裁判所の命令による記録へのアクセス

第74条 (1) 定義。 本条および第74条(1)および第74条(2)において、“記録”とは、記録された情報を意味し、物理的な形式または特色を問わない。

“個人の健康に関する情報”は、“精神健康法”におけると同じ意味をもつ。

(2) 動機または適用、記録の提出。 ディレクターまたは協会は、いつでも、第3項または第3項1のもとで、記録の全部または1部の制作の申立または申請をすることができる。

(3) 命令。 第2項に提示された動機の主題である記録または記録の1部が、本章のもとでの手続に関連する情報を含んでいること、および記録を所有または管理している人が、ディレクターまたは協会がそれを点検することの許可を拒否したとき、裁判所は、記録を所持または管理している人に対し、それを提出するか、またはその特定部分を調査し、ディレクター、協会または裁判所によるコピーのために提出すべく命じることができる。

(3・1) 同様。 第2項に引用された申出の主体である記録の全部または1部が下記の1つに従って評価と関連をもっており、かつ、記録を所持または管理している人が、ディレクターまたは協会がそれを点検す

るのを拒否するとき、裁判所は記録を所持または保管している人がそれを提出し、またはディレクター、協会または裁判所がそれを点検し、コピーするために特定の部分を提出するよう命じることができる。

1. 第51条(2)(b)または(c)のもとでの監督の主体に関する命令。
2. 第51条(2)(c)または(d)一面接に関する命令。
3. 第57条のもとでの監督命令。
4. 第58条のもとでの面接命令。
5. 第65条のもとでの面接および監督に関する命令。
6. 第80条のもとでの抑制命令。

(4) 裁判所は記録を検査することができる。(3)項または(3・1)項のもとで命令をすべきかどうかを考慮するについて、裁判所は記録を検査することができる。

(5) 内密な情報。 第3項または(3・1)項のもとでなされた命令により情報を入手する人は

- (a) 命令によって特定され、かつ
- (b) 本章のもとでの手続における証言を除き、情報を開示するものとする。

(5・1) 衝突。 第5項の規定は、個人健康情報保護法、2004年のどの規定にも優先する。

(6) 適用。 ソリシターと依頼者間の特権は除外する。第7項の規定に従い、本条は他の規律にかかわらず、適用されるが、しかし本条のどの規定も、ソリシターと彼または彼女の依頼者間に存在するいかなる権利も廃止することはない。

(7) 基礎事実は裁判所によって考慮される。—第2項のもとでの申請または申立が個人の健康に関する情報に関係するとき、精神健康法第35条

(6) (出席する医師の陳述・審理)が適用され、かつ、裁判所は、

- (a) 該法律の第35条(7)のもとで考慮されるべき事柄、および
- (b) 子どもを保護すべきニーズ

を等しく考慮するものとする。

(8) 同 様。 第2項のもとでの申立または適用が第183条の意味での精神的不調の記録であるとき、同条が適用され、かつ、裁判所は

- (a) 第183条(6)のもとで考慮されるべき本項、および
- (b) 子どもを保護すべきニーズ

についても等しく考慮すべきものとなる。

第74・1条 (1) 記録の閲覧の許可。 裁判所または治安判事は、もし裁判所または治安判事が医師または協会によって指名された人の宣誓による情報を基礎にして、記録または記録の1部が、子どもは保護を必要としているという主張に関連する合理的な根拠があると信じるとき、記録の全部またはその特定の部分へのアクセスの許可書を発行するであろう。

(2) 許可書によって与えられる権威。 許可書はディレクターまたは協会によって指名された人に

- (a) 許可書によって特定された記録を通常の営業時間内または許可書で特定された時間内に点検すること、
- (b) 記録を損わない方法で記録のコピーをとること、および
- (c) コピーをとる目的で記録を移動すること

を許可する。

(3) 記録の返却。 第2項(c)のもとで記録を移動する人は、それをコピーしたのち、即座に返却するものとする。

(4) コピーの承認。 本条のもとで許可の主体である記録のコピーおよびコピーをとった人によるそれが原本のコピーである旨の証明は、記録として同一の範囲で価値がある。

(5) 許可証の有効期間。 許可証は7日間有効である。

(6) 執行。 教会によって指名されたディレクターは、許可証の執行について、助手として依頼することができる。

(7) ソリシターと依頼者の特権。 本条は他の法律に関係なく適用され

るが、しかし本条はソリシターと彼の依頼者の間に存在するいかなる特権も廃止しない。

(8) 考慮すべき事項。 本条のもとで個人の健康に関する情報の起源について許可書が発行され、許可書が精神健康法第35条(6)―(出席する医師の陳述書、審理)に関するとき、

(a) 同法の第35条(7)および

(b) 子どもを保護すべきニーズ

についても等しく考慮されるべきものとする

(9) 同 様。 本条のもとで発行された令状が第13条の意味においての精神的不調の記録に関しており、かつ令状が第183条のもとで挑戦されるとき、同様の考慮が

(a) 第183条(6)にのべられた事項、および

(b) 子どもを保護する必要

について、払われるべきである。

第74・2条 (1) 通信による令状。 ディレクターまたは協会によって委任された人が第74・1条のもとで令状を発行する合理的な理由が存在すると信じ、かつ、個人的に裁判所または治安判事の面前に出頭することが不可能であるとき、ディレクターまたは場合によって委任された人が、電話または他の通信手段によって、第74条1項に従って令状の発行を申請するとき、ディレクターまたは場合によって委任された人は、電話または他の通信手段によって、オンタリオ裁判所の首席裁判官によってこの目的で委任された裁判官に、宣誓のうえで情報を提出することができる。

(2) 同 様。 情報には、

(a) 記録または記録の1部分が、子どもが保護を必要としているか、または多分必要であろうとの主張を含んでおり、かつ、

(b) ディレクターまたは協会によって指名された人が個人的に裁判所または治安判事の面前に出頭することを困難にする事情をのべ

る。

(3) 許可証の発行。 裁判官は

(a) 記録の全部または1部が、子どもは保護を必要とするか、または多分必要とするであろうとの主張、および、

(b) 第74・1条のもとでの申立のために個人的に出頭することを免除する合理的な理由があると判断するとき、

記録の全部または1部の特定された部分にアクセスする許可証を発行することができる。

(4) 許可証の効力。 本条のもとで発行された許可証は、第74・1条のもとでの申立の目的のための個人的な出頭を免除する合理的な理由は存在しなかったという理由のみで、拒否されることはない。

(5) 規定の適用。 第74・1条の(2)ないし(9)の規定は、本条のもとで発行された許可証に関して必要な修正を加えたうえで適用される。

(6) 定義。 本条において、

“裁判官”は、治安判事、オンタリオ司法裁判所または控訴裁判所の家庭裁判所判事を意味する。

子どもに対する暴行の登記簿

第75条 (1) 定義。 本条および第76条において、

“ディレクター”は第2項の下で指名された人を意味する。

“登記簿”は第5項以下に維持される登記簿を意味する。

“登記された人”は登記簿において身元を確認された人を意味するが、しかし

(a) 第72条(2)項または(3)項のもとで協会に報告する人であるが、報告書の主体ではなく、または

(b) 報告書の主体である子ども

を含まない。

(2) ディレクター。 ミニニスターは本条の目的のためのディレクター

として内閣の被傭者を任命することができる。

(3) 協会の義務。 協会の世話のもとにある子どもを含め、子どもが暴行をうけており、うけそうであり、または過去にうけた旨の報告書を受理する協会は、直ちに、報告された情報を確認するか、または情報が他の協会において、ディレクターによって定められた方法で確認されているかどうかたしかめ、もし情報が変更されているとき、それを変更した協会はその事実を定められた方式でディレクターに報告するものとする。

(5) 子どもの虐待登記。 ディレクターは第3項のもとでディレクターに報告された情報を記録する目的で規則によって定められた方法で記録を維持するものとするが、記録には第72条2項または3項のもとで協会に報告した人を記録する効果のある情報を含まないものとする。

(6) 内密な登記。 他の法律の規定にかかわらず、なにびとも登記簿に維持されている情報を点検し、移動し、変更し、または本条が許可する場合を除き、人が登記簿から入手したある人の情報をばくろし、またはばくろすることを許可しないものとする。

(7) 検屍官の調査。等々。

(a) 検屍官または法律上で資格のある医師または検屍官により書面で許可された保安官または

(b) 子どもの弁護人または同人が許可した代理人

は、彼または彼女の権威に従って登記簿の中の情報を調査し、移動し、抹消することができる。

(8) ミイニイスターまたはディレクターは、登記簿にアクセスすることが許される。 ミイニイスターまたはディレクターは、

(a) 下記の人、すなわち、

(i) 牧 師

(ii) 協会、または

(iii) オンタリオ以外で公認された子ども保護代理人、または

(b) 登記されている人にカウンセリングまたはトソートメントを提

供するか、提供する用意のある人が

登記簿の中の情報を調査し、第7項に引用された人または本項において触れた他の人に関する情報を、ディレクターが課すような条件および期限に従って取る去ることができる。

(9) ディレクターは情報を打ち明けることができる。ミニニイスターまたはディレクターは登記簿の情報を第7項または第8項に参照された人に開示することができる。

(10) 調査。調査に従事する人は、ディレクターの書面による承認を得て、登記簿の中の情報を調査し、かつ、利用できるが、しかし、

(a) 情報の調査、学問的目的または統計上のデータの編集以外の他の目的に利用または伝達せず、または

(b) 記録の中で名ざされた人を確認する効果のある情報の伝達に利用しないものとする。

(11) 登録された人。子ども、登録された人または子どももしくは登録された人の弁護士または代理人は、子どもまたは登録された人に関する情報のみを調査することができる。

(12) 医師。法律上の資格のある開業医は、ディレクターの書面による承認を得て、ディレクターによって特定された登記簿中の情報を調査することができる。

(13) 登記簿の修正。ディレクターまたはディレクターの権威のもとで行動する被傭者は

(a) 規則が除去または修正を要求するとき、名前を除去または修正し、かつ、

(b) 登記簿の誤まりを修正することができる。

(14) 登記簿は許されない：例外。登記簿は手続中に証拠とされることは許されないものとする。ただし、

(a) 本条に従うこと、または従わないことを立証するとき、

(b) 第76条のもとでの審問または控訴。

(c) 検屍官法のもとでの手続, または

(d) 第81条に引用された手続 (子どもの利益のための回復)。

第76条 (1) 定 義。 本条において“審問”とは第4項(b)のもとで行われる“審理”を意味する。

(2) 登録された人への通知。 申込が登記簿に登録されたとき, ディレクターは登録された人それぞれに, 下記の事項を含む書面による通知をする。

(a) 人は登記簿のなかで特定される。

(b) ある人またはある人のソリシターまたは代理人は, ある人に関するまたはある人を特定する情報を詳しく調べる権利がある。

(2) 登録された人への通知。 申込が登記簿に登録されたとき, ディレクターは登録された人それぞれに, 下記の事項を含む書面による通知をする。

(a) 人は登記簿の中で特定される。

(b) ある人またはある人のソリシターまたは代理人は, ある人に関する, またはある人を特定する情報を詳しく調べる権利がある。

(c) 人はディレクターがある人の名前を登記簿から移すか, または登記簿を改正するよう請求する権利がある。

(3) 登記簿を改定する請求。 第2項のもとで通知をうけた人 (登記されている人) は, ディレクターがある人の名前を登記簿から取り去るかまたは他の方法で登記簿を改正すべく要求する権利がある。

(4) ディレクターの通知。 第3項のもとでの請求を受理し, ディレクターは

(a) 請求を認めるか, または

(b) 審理を継続し, 10日間, 当事者に対する文書による通知ののち, 請求を認めるか拒否するかを決定する。

(5) 委 託。 ディレクターは他の人が第8項のもとで審理を行い, かつ, ディレクターの権利を行使することを許可することができる。

- (6) 手続。“制定法上の権限・手続法”は審理に適用し、審理は定められた手続に従って行われるものとする。
- (7) 審理。審理の当事者は
- (a) 登録された人
 - (b) 登録された人に関する情報またはその同一性を確認した協会
 - (c) ディレクターによって確認された他の人。
- (8) ディレクターの判断。ディレクターが審理ののち、登録された人に関する情報は、間違っているか、または登録されるべきでなかったと決定するとき、ディレクターは登録された人の氏名を除去するか、または他の方法で登記簿を改正し、かつ、協会の記録がディレクターの決定を反映すべく訂正されるべく命じることができる。
- (9) 部裁判所への上訴。審理の当事者はディレクターの決定を部裁判所に控訴することができる。
- (10) 私的な審理。本条のもとでの審理または控訴は、公衆の不在のところで行われるものとし、かつ、メディアの代表者は出席を許されないものとする。
- (11) 公告。いかなる人も協会以外に、証人、審理への参加者または審理の当事者の同一性を表示する効果のある公告をしないものとする。
- (12) 記録は許されない：例外。本条のもとでの審理または控告は、第85条1項(d)のもとでの手続を除いて、他の手続に証拠とすることは許されないものとする。

ディレクターの権限

- 第77条 (1) 譲渡に関するディレクターの権限。ディレクターは、協会の世話または監督のもとにある子どもの最善の利益のため、
- (a) 子どもが他の協会の世話または監督に移されるか、または
 - (b) ディレクターによって指定されたある場所から他の場所に移動されるよう命じることができる。

(2) 標準。 第(1)項(b)のもとで移動を命じるかどうかを決定するについて、ディレクターは

- (a) 子どもが現在の場所ですごした時の長さ。
- (b) 養親の見解、および
- (c) それらが合理的に確認される時、子どもの見解および選択。

主 婦

第78条 (1) 定義。 本条において、“主婦”とは、本条の目的のために、ディレクターまたは地方ディレクターによって承認された人を意味する。

(2) 主婦は前記財産上に留まることができる。第40条または第44条のもとで、前記財産に立ち入る人にとって

(a) その意見によれば、子どもは彼または彼女自身を世話することができず、十分な世話または監督をうけることなく、前記財産に残されており、かつ、

(b) 子どもについて責任を負う人を誰れも利用できないか、または財産上に主婦を配置することに誰れも同意できないとき、

この人は、子どもを安全な場所に連れていくかわりに、

(c) 財産上に残して行くか、または

(d) 主婦が財産上に留まることについて協会と取り決めをすることができる。

(3) 主婦の権威。 第2項のもとで財産上に留まっているか、または現にいる主婦は、そこに立ち入り、かつ、居住し、一般的な家事活動をし、財産上の子どもの世話およびかかる子どもの合理的な管理および規律を行うものとする。

(4) 個人的な責任からの保護。 第2項のもとで、財産上に居残り、または現存している主婦に対し、いかなる訴も申し立てられないものとする。

- (a) 財産に入り込み、かつ、生活すること。
 - (b) 財産上の通常の世帯を維持する活動に関して、何事かをしたり、しないこと。
 - (c) 財産上の子どもの世話のために合理的に必要な品物を備え、かつ、サービスすること、または
 - (d) 事体的な事情のもとで、主婦が善意で合理的な注意を払って行動する限り、財産上にいる子どもを合理的にコントロールし、規律すること。
- (5) 子どもについて責任を負う人への通知。 主婦が第2項のもとで、いぜんとして財産上に残っているか、または所在しているとき、協会は主婦が財産上に残した子どもについて、責任を負うべき人に通知するか、または通知のための合理的な努力をするものとする。
- (6) 裁判所の命令、その他。 第2項のもとで子どもが主婦のもとにおかれるとき、
- (a) 保護を必要としないと認定されるとき、主婦は前記財産を離れるか、または
 - (b) 子どもが保護を必要としていると認められるとき、裁判所は
 - (i) 命令の日より30日以内の特定の日まで、
 - (ii) または子どもを監護する権利を有する人が子どもの世話をとり返す日まで、主婦が財産の上に居残ることを許可することができる。
- (7) 拡張。 第6項(b)のもとの命令において特定された日以前に、子どもの世話のために誰れも帰ってこないとき、裁判所は
- (a) 命令を延長するか、または
 - (b) 第47条のもとでさらなる審理を行い、かつ、第57条のもとで命令を作成する。

犯罪、禁止命令、子どもの利益のための財産回復

第79条 (1) 定義。 本条において、“濫用”とは、肉体的に傷害をうけ、性的に苦しめられ、または性的に利用される状態を意味する。

(2) 子どもを濫用。 子どもについて責任を負う人は誰れも、

(a) 子どもを虐待し、または

(b) 子どもの世話および必需品の支給を怠り、子どもを適切に保護せず、

(i) 子どもが濫用をうけるのを許し、または

(ii) 子どもの精神的・情緒的または発育条況について、もし改善しなければ、子どもの発育を異状に損う結果となることを見逃してはならない。

(3) 子どもを放りばなしにする。 16才未満の子どもの世話をする人は誰れも、事情のもとで合理的と判断される彼または彼女の監督のための規定を作成することなく、子どもを放置することは許されない。

(4) 立証責任の転換。 ある人が第3項に違反する責任を負い、しかも子どもが10才未満のとき、子どもの監督および世話に関する規定を作成した人が、事情のもとで合理的であったという立証責任は、その人次第である。

(5) 子どもがのらくらと暮らすことを許す。 16才未満の子どもの親は誰れも、子どもに対して

(a) 真夜中から午前6時までの間、公開の場でぶらぶら暮らしたり、または

(b) 真夜中から午前6時までの間、公開の娯楽場にいること、ただし、親が子どもに同伴するか、18才以上の特定の個人が子どもに同伴するのを許可するときは、この限りでない。

(6) 警官は子どもを家に連れ帰り、または安全な場所におくことができる。 現実にまたは明白に16才未満の子どもが、その場所に公衆が真夜中

から午前6時の間にアクセスするところに、第5項(b)に定められた人の同伴なしにいるとき、保安官は令状なしに捕え、あたかも子どもが第42条1項のもとで捕えられたかのように処置することができる。

(7) 子どもを保護する手続。 裁判所は第(2)項、(3)項または(5)項のもとで発生した本件と関連し、申立が第40条(1)項(子ども保護手続)の下でなされたかのように、手続をとることができる。

第80条 (1) 禁止命令。 子どもが保護を必要としていると裁判所が認定するとき、裁判所は第57条(1)のもとで命令の代わりに、またはそれに加えて、子どもの最善の利益のため人が子どもにアクセスし、またはコンタクトをとることを抑制または禁止する命令をすることができ、さらに命令を補足し、子どもを保護するのに適切と判断する説示を含めることができる。

(2) 同一：通知。 第1項の下で命令はなされないものである。ただし、手続の通知が命令の中で指名された人に個人的に送達されたときは、この限りでない。

(3) 最高6カ月。 第1項の下でなされた命令は6カ月を越えない特定された期間中、効力を有するものとする。

(4) 拡張。 変更および終了。 第1項のもとでなされた命令の拡張、変更または終了の申立は

- (a) 命令の主体である人。
- (b) 子ども
- (c) 子どもについて責任を負う人
- (d) 協会
- (e) ディレクター、または
- (f) 子どもがインディアンまたは土着の人、子どもの一団または土着の集団によって選ばれた代表者

によってなされることができる。

(5) 同一。 申立が第4項のもとでなされたとき、裁判所は子どもの

最善の利益のため

- (a) 命令をさらなる期間もしくは6カ月の間、延長し、または
 - (b) 命令を変更し、もしくは終了させることができる。
- (6) 協会の世話になっている子どもは、命令が有効である限り、返えされないものとする。協会が子どもを世話し、第1項のもとでなされた命令により、人が子どもと面接するのを禁止するとき、子どもの世話を
- (a) 命令で指名された人、または
 - (b) その人が子どもと面接するのを許す人に
- 返えすべきではない。

第81条 (1) 定 義。 本章において、“濫用を蒙る”という一節は、子どもと関連して使用されるとき、第37条(2)(a)(c)(e)(f)(f・1)または(h)項の意味において、保護を必要としている子どもを意味する。

(2) 子どもの利益のための回復。 子どもの弁護士の見解によれば、子どもは訴権をもっているか、または子どもが濫用をうけたことを理由に他の請求権をもっているとき、子どもの弁護士は、もし彼または彼女が、それが子どもにとって最善の利益であると考えるとき、損害の回復または他の補償金のための手続を開始するであろう。

(3) 同 一：協会。 子どもが協会の世話および監護をうけているとき、第2項はまた必要な修正のうえ、協会に適用される。

第82条 禁 止。 なにびとも、子どもを協会の世話および監護にゆだねるべきでなく、また、いかなる協会も子どもをその世話および監護に取り入れるべきではない。ただし、

- (a) 本章の規定に従うか、または
- (b) 第2章（サービスへの自発的な接近）の第29条(1)および第31条(1)（1時的な世話または特別なニーズの合意）のもとでなされる合意のもとでは、この限りでない。

第83条 犯 罪。 子どもが第57条1項のもとで、協会の監理命令、協会の後見命令または国王の後見命令に服しているとき、なにびとも、

- (a) 場合に応じて、子どもが裁判所または協会によっておかれてい
る人の世話から去らせ、また去るように企て、
- (b) (a)項に引用された人または協会が子どもの返還を要求したのち、
子どもを引き止め、またはかくし、
- (c) 子どもに干渉し、または子どもをある場所から他に移そうとし、
または
- (d) 子どもに干渉する目的で、(a)項に引用された人を訪ね、または
連絡をとる

べきではない。

第84条 犯 罪。 なにびとも

- (a) 故意に本章のもとで偽りの情報を与え、または、
- (b) 第40条、41条、42条、43条または44条のもとで活動している子
ども保護研究者または保安官の仕事を現実には妨害・干渉し、また
は妨害・干渉しようと企ててはならない。

第85条 (1) 犯 罪。 下記に違反する人。

- (a) 第58条1項のもとでなされた面接命令。
- (b) [1999年法第2章第30条1項により廃止]
- (c) 第74条5項（裁判所命令によって入手された情報の暴露）
- (d) 第75条6項または10項（子どもの濫用記録の秘密性）
- (e) 第76条(8)（協会の記録の改定）
- (f) 第79条(3)または(5)（子どもを連れずに去る）
- (g) 第80条1項のもとでなされた強制命令、
- (h) 第82条（許可なしに職業紹介）
- (i) 第83条の規定（子どもに関する）、または
- (j) 第84条(a)または(b)

およびディレクター、オフィサーまたは法人の被備者一人によるかかる違反は犯罪を犯しており、5,000ドル以上の罰金または1年以上の懲役または両方に処せられる。

(2) 同 一。 第79条2項（子どもの雇傭）に違反する人および法人のディレクター、職員、被傭者一法人によるかかる違反を許可または協力した人は有罪であり、2,000ドルを越えない罰金または2年を越えない拘禁または両者に科せられる。

(3) 同 一。 第45条(8)または第76条(1)（身元を確認する情報）または第45条(7)(c)または第45条(9)のもとで作られ公開を禁止する命令に違反する人、および法人によるかかる違反を許可し、またはそれに協力するディレクター、オフィサーまたは被傭者は犯罪について有罪であり、10,000ドルを越えない罰金または3年以下の拘禁について有罪である。

子どもの宗教的信条

第86条 (1) 子どもの宗教的信条をいかにして決定するか。本条の目的のため、子どもは子どもの親の宗教的信条をもつものとみなされるべきであるが、しかし合意のないとき、または裁判所がどのような宗教的信条が一致するか、容易に決定できないとき、裁判所は子どものおかれている事情を基礎にして、子どもの宗教的心情を決定することができよう。

(2) 調査すべき子どもの希望。 もしそれらが合理的に確認できれば、裁判所は子どもの見解および希望を考慮する。

(3) 子どもの宗教的信条。 プロテスタントの子どもは、本章のもとで、ローマ・カトリック教会または施設に託されるべきではなく、ローマ・カトリックの子どもは、本章のもとで、プロテスタント教会または施設に託されるべきでなく、プロテスタントの子どもは、ローマ・カトリックの家族と共に養親の家庭に託されるべきではなく、またローマ・カトリックの子どもはプロテスタントの家族と共に養親の家庭に託されるべきではなく、子どもが本章のもとでプロテスタントまたはローマ・カトリック以外に託されたとき、子どもは、もしできれば、彼または彼女自身の宗教的信条の家族に託されるべきである。

(4) ただ1つの教会。 第3項の規定は、子どもを唯1つの教会しか存

在しない自治体の協会の世話に託するときは、適用しない。

(5) 養親の許への配置に関するディレクターの考慮。協会が

(a) 子どもを合理的な期間内に適切な養親の家庭に託すことが第3項の作用のためにできず、

(b) 第3項の作用がなければ、子どもを適切な家庭に託することができるとき、

協会はディレクターに申し出ることができ、彼は配置に関する第3項が適用されない旨を命じることができる。

差 止 命 令

第87条 (1) 差止命令。最高裁判所は、ある人を、協会の申出にもとづいて、第83条の違反から防止するため、差止命令を与えることができる。

(2) 変更。裁判所はある人の申出にもとづいて、第1項のもとでなされた命令を変更し、または終了させることができる。